



第 3 章

計画の基本的な考え方

|| 1 障害者施策の基本理念

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた加東市障害者基本計画においては、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づき、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリーな共生社会を構築することを目指しています。

|| 2 計画の基本方針

本計画では、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

「障害のある人の権利の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定できるように権利擁護を図っていきます。

「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」

制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めるとともに、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

「地域の実情に応じた障害福祉サービス等の提供体制の充実」

障害等により、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行・定着が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

「障害児の健やかな育成のための発達支援」

障害種別にかかわらず、障害児及びその家族に対し、早期の段階から身近な施設で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

「障害福祉人材の確保」

安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、サービスの提供体制の確保とそれを担う人材の確保や専門性を高めるための研修の実施、また、他職種間の連携の体制づくりを進めます。

「障害のある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なレジャーや文化活動等を楽しむことができる環境整備を進めます。

|| 3 加東市障害者基本計画との整合

加東市障害者基本計画は、6つの基本目標に基づき、障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまちを目指して計画を推進しています。

本計画が、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、必要な量の見込を定めます。

加東市障害者基本計画の施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

